

香芝市訓令甲第 5 号

各 部 課 室
各 出 先 機 関

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 6 月 2 9 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令

香芝市事務決裁規程（平成 5 年訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 9 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 個人からの現金（現金に代えて納付される証券を除く。）の寄附（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用すること
その他特別の利益が当該者に及ぶと認められるものを除く。）及び地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）第 1 3 条の 3 に規定する寄附の採納の決定に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。